

福祉課から各種支援事業のお知らせ

シルバーカー購入費補助金

生きがいづくりおよび健康の向上を図ることを目的として、高齢者が安定した歩行を補助するシルバーカー購入費用の一部に対して補助金を交付します。

▼対象者

- ・令和6年度で65歳以上の方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）
- ・購入日に町内に住所を有する方
- ・歩行の際に補助を必要とする方

▼対象となるシルバーカー

- （すべてに該当するもの）
- ・車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの
- ・歩行を助ける機能があるもの
- ・休息するための座面があるもの
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したもの

▼補助金の額

一律5000円
※補助金の交付は、対象者1人につき1回限りです。

▼提出書類

- (1) 申請書
 - (2) 販売店の名称および住所、購入者氏名、金額ならびに購入日が記載された領収書
 - (3) 購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類
 - (4) 口座番号がわかるもの
- ※申請書は、福祉課の窓口にあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

愛の定期便事業のお知らせ

安否確認、健康の保持および孤独感の解消を目的として、ひとり暮らし高齢者の自宅を訪問して乳製品の配布を行っています。

▼対象者

- ・町内に住所を有する65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者

▼内容

- ・隔週でヤクルト7本をヤクルトレディが本人へ直接手渡します。
- （火曜日・土曜日の希望する曜日に配布します。日曜日・祝日・年末年始は配布しません）

▼提出書類

- ・ひとり暮らし老人愛の定期便事業利用申請書

※申請書は、福祉課の窓口にあります。

▼注意事項

- ・不在にする場合や転居する場合、施設への入所や入院などの場合は、役場福祉課へ連絡してください。
- ・緊急通報システムとの併用はできません。

▼申し込み・問い合わせ先

福祉課 高齢介護係
☎68・2211（内線124）



赤ちゃんに恵まれない方の相談について

不妊専門相談センターについて

不妊専門相談センターでは、不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が無料で相談をお受けしています。どんなことでもお気軽にご相談ください。

▼開催場所・日時

- ①茨城県三の丸庁舎1F（水戸市三の丸1-5-38）
- 第1・第4日曜日 午後2時～5時
- 第2・第3木曜日 午後5時30分～8時30分

②茨城県県南生涯学習センター（土浦市大和町9-1ウララビル5階）

- ※ウララビル駐車場は有料です。
- 第1・第3木曜日 午後6時～9時
- 第2・第4日曜日 午前9時～正午

▼電話予約受付

☎029・241・1130

▼受付日

月～金曜日の午前9時～午後3時（土・日曜日、祝日、年末年始、お盆を除く）
※ご予約のお時間から15分を過ぎますと、キャンセルとなります。

▼電話相談（予約不要）

毎月第4木曜日のみ電話相談を行っています。午後1時～4時

☎080・1044・4064

※ご相談時間は30分程度

※通話料は相談者のご負担になります。

※非通知はお受けできない場合があります。

流産・死産等を経験された方の相談について

▼開催場所・日時

- ①茨城県三の丸庁舎1F（水戸市三の丸1-5-38）
- ②茨城県県南生涯学習センター（土浦市大和町9-1ウララビル5階）※ウララビル駐車場は有料です。

①②ともに、毎月第3日曜日 午前10時～午後1時

▼電話予約受付

☎029・241・1130

▼受付日

月～金曜日の午前9時～午後3時（土・日曜日、祝日、年末年始、お盆を除く）
※ご予約のお時間から15分を過ぎますと、キャンセルとなります。

▼電話相談（予約不要）

毎月第4日曜日 午前9時～正午

☎080・1044・4064

※ご相談時間は30分程度

※通話料は相談者のご負担になります。非通知はお受けできない場合があります。

▼メール相談

茨城県産婦人科医会
https://baog.jp.org



▼問い合わせ先

子育て支援課 母子健康係
☎68・2211（内線148）

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに!!

▼介護保険負担限度額認定とは

所得の低い方に対して、介護保険施設（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院）への入所およびショートステイ利用時の食費・居住費の負担を軽減する制度です。

現在ご利用の介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までとなっていますので、8月以降もご利用の場合は申請が必要です。

更新対象の方については、6月下旬に申請に必要な書類をお送りしますので、忘れずに提出をお願いします。

▼申請に必要なもの

- ・申請書
- ・同意書
- ・本人および配偶者の通帳・有価証券などの写し

※令和6年1月1日現在に本人または配偶者が町の住民基本台帳に登録されていない場合は、非課税証明書が必要です。

※通帳は申請前に記帳し、銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページと最終残高が確認できるページを提出してください。

▶対象者

- 次の(1)、(2)のいずれにも該当する方
- (1) 本人、配偶者等の世帯全員が町民税非課税
- (2) 預貯金等の資産が次の金額以下であること

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で80万円以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階	世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で80万円超120万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第4段階	世帯全員※が町民税非課税で、前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が年間で120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※世帯分離している配偶者も含みます。

▶介護保険負担限度額認定証の発送時期

7月18日（木）までに申請いただいた場合は、7月22日（月）に発送を予定しています。課税や預貯金などの審査に時間がかかる場合がありますので、早めに申請をお願いします。

▶問い合わせ先

福祉課 高齢介護係 ☎68-2211（内線132）

保険年金課からのお知らせ

令和6年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料を納め忘れの状態や、万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課窓口にて手続きをしてください。

令和6年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けは、7月1日から開始され、令和6年7月から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去の期間については、申請日の2年1ヵ月前までとなります。

失業などにより保険料を納付することが困難になり、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、保険年金課窓口へご相談ください。

※保険料を未納のままにすると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者および世帯主）の財産が差し押さえになる場合があります。

▼申請方法

マイナンバーがわかるもの（マイナン

バーカード、通知カード）、窓口に来庁される方の本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど）、基礎年金番号がわかる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書など）をご持参の上、窓口までお越しください。

※失業などを理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票などをご持参ください。

▼問い合わせ先

土浦年金事務所 国民年金課（土浦市下高津2-7-29）
☎029・825・1170

自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線177）

